

最高裁秘書第3533号

令和3年11月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

10月19日付け（同月21日受付、第030624号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

庁舎全体に極めて高度なセキュリティを確保する必要がある最高裁判所の庁舎に、日本国民に対して図書館奉仕を提供する最高裁判所図書館（国立国会図書館法2条、20条及び21条1項参照）が設置されている理由が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）